

行政経営改革プラン重点取り組み項目推進計画

1 重点取り組み項目

(8)－2 公共施設の管理運営方法等の見直し

2 改革の目的

公共施設の管理運営については、これまで既存施設を有効活用するとともに、住民サービスの維持向上と行政コストの縮減等を目的として、順次、指定管理者制度の導入を図ってきた。その結果、住民サービスの向上や町職員の定員の適正化、管理経費の削減が図られるなど一定の成果を上げてきた。

こうしたことから、これまで以上に積極的に指定管理者制度の導入を推進するとともに、これまでに制度を導入した施設のモニタリングを強化する。また、PFIや市場化テストなど、これまでとは違う手法の導入を積極的に検討する。

3 本部長の願い

厳しい財政状況の中、限られた経営資源を最大限に活用して、質の高いサービスの提供や効率的な行政経営を実現し、住民満足度の向上を図るため、民間に委ねることができるものは民間に委ねることを基本に、外部の知識や技術、効率性等のメリットを積極的に活用してほしい。

また、これまで取り組んできた外部委託、指定管理者制度の活用に加え、NPOとの協働等を含めたアウトソーシングを積極的に推進するとともに、外部委託や指定管理者制度の導入をしているものについては、その契約金額が適正なものであるかということの評価もしてほしい。

4 推進の方策

重点取り組み項目(8)－1との関連もあるが、指定管理者制度の導入について、引き続き調査・研究を重ねる。また、制度の導入を見送った施設については、所管課を中心に再検討する。その後、専門部会やワーキンググループ会議で検討し、制度の導入が可能と判断した施設について、早期の導入を図る。また、これらと並行して、既に制度の導入をしている施設の委託料の額について、適正化どうか検討を行う。

5 推進計画

検討する項目	H23	H24	H25	H26	H27
1 これまでの経緯と内容把握 所管課での導入再検討	→				
2 導入の検討		→			
3 制度導入の手続き			→		
4 指定管理者による管理開始				→	→
5 委託料の検討		→			
6 委託料の見直し			→		